

## ○勤務条件に関する措置の要求の審査について

※この制度は、田川市の職員に適用される制度です。

### 措置要求制度の概要

公務員には、労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限された代償の一つとして措置要求制度があります。

この制度は、職員に給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局により適正な措置がとられるべきことを要求する権利を認めたものです。(地公法第 46～第 48 条)

### 措置要求のできる職員

措置要求のできる職員は、次の図のとおりです。

地方公務員	一般職 (地公3Ⅱ)	一般行政職員 教職員
		企業職員(地公企39Ⅰ) 単純労務職員(地公労附則Ⅴ)
	特別職(地公3Ⅲ)	

措置要求をすることができる者は、一般職の地方公務員に限られ、特別職の地方公務員は措置要求をすることはできません。一般職の公務員であれば常勤、非常勤は問わず、また不服申立てとは異なり、条件附採用職員や臨時的任用職員も措置要求をすることができます。なお、単純労務職員や企業職員はそれぞれ地公労法附則 5 項、地公企法 39 条 1 項により地公法の措置要求の規定が排除されています。

### 措置要求の対象となる勤務条件の範囲

措置要求は、給与、勤務時間その他の勤務条件についてすることができます。この勤務条件とは、職員団体と地方公共団体の当局との交渉の対象となる勤務条件(地公法第 55 条第 1 項)と同義であると解されています。

一般的に勤務条件として措置要求の対象となるとされている事項と、対象にならないとされている事項は、次のとおりです。

## 措置要求の対象となる事項

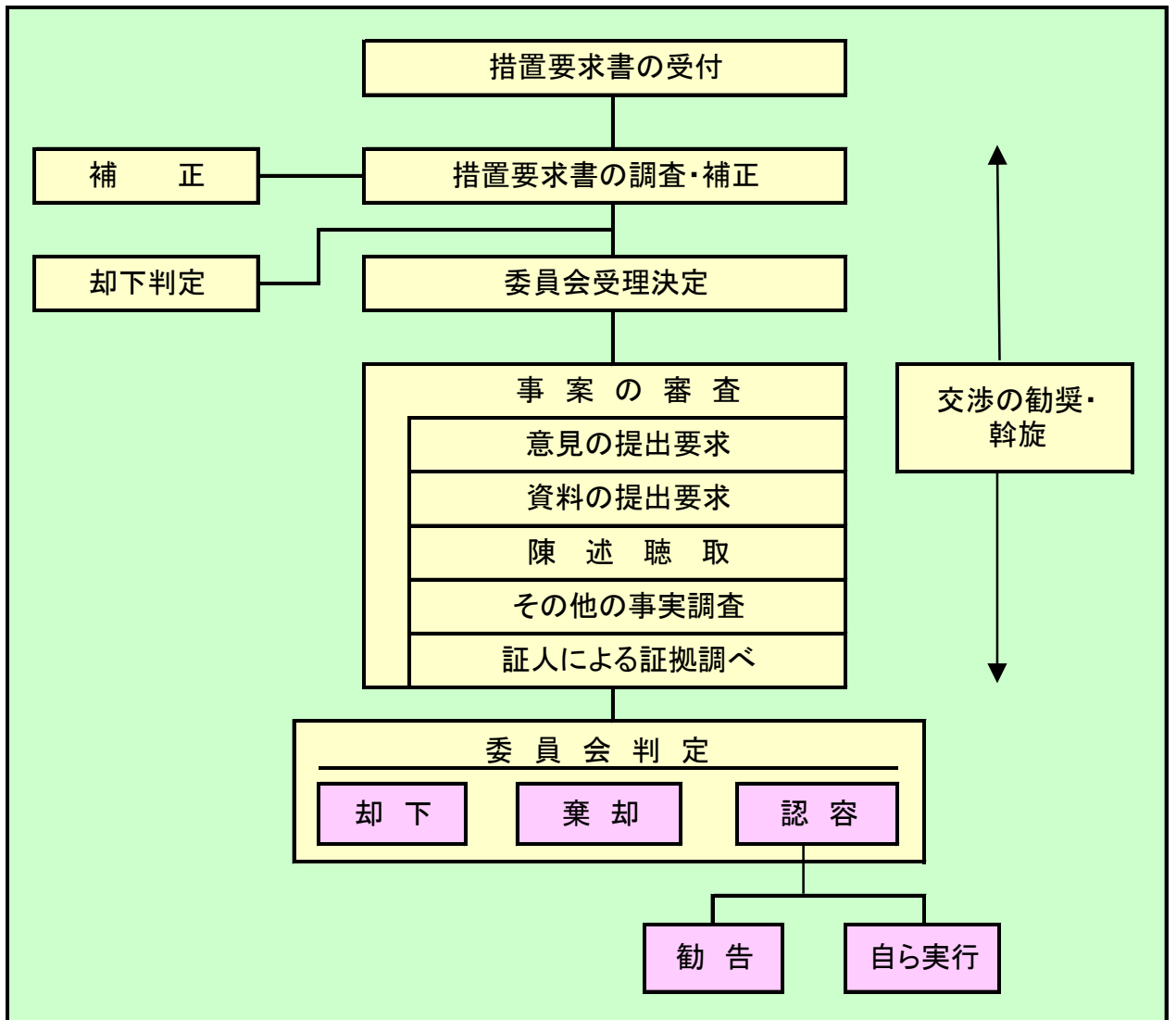
- ① 給与、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事項
- ② 昇任、降任、転任、免職、休職、懲戒の基準に関する事項
- ③ 労働に関する安全、衛生に関する事項
- ④ 執務環境、福利厚生等に関する事項

## 措置要求の対象とならない事項

- ① 勤務条件に該当しないもの
- ② 地方公共団体の管理運営事項に該当するもの
  - ア 地方公共団体の組織に関する事項
  - イ 行政の企画、立案及び執行に関するもの
  - ウ 予算の編成及び執行に関するもの
  - エ 議案の提案に関する事項
  - オ 職員定数の決定及び配分に関する事項
  - カ 任命権の行使に関する事項
- ③ 地方公共団体の権限に属さないもの

## 措置要求の流れ

措置要求をしようとするときは、書面(様式第1号)でなければなりません。(規則第2条)  
(イントラネットやEメールによる措置要求書の提出はできません。)措置要求書を持参又は郵送により委員会に提出することにより行います。



却下・・・措置要求が不適法と判断された場合

棄却・・・要求(主張)に理由がない場合

## 職場のサービス上の取扱い

措置要求に関する審理に措置要求者として出席する場合は、任命権者の承認を得てその時間の職務専念義務が免除されます。

## 措置の申出を故意に妨げた場合

措置要求をしようとする場合に威圧を加えるなど、措置要求の申出を故意に妨げた場合は、地公法第 61 条による罰則が適用となります。

## 関係法令の略称

- 地 公 法 … 地方公務員法
- 地公労法 … 地方公営企業等の労働関係に関する法律
- 地公企法 … 地方公営企業法
- 規 則 … 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(田川市公平委員会規則)